

国立大学法人鳴門教育大学参与規程

平成30年6月6日
規程第 19 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）の参与に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本学に、参与を置くことができる。

2 参与は、学長の求めに応じ、本学の運営に関する重要事項等について外部の立場から学長に進言し、又は助言を行う。

(選考)

第3条 参与は、大学運営についての広い見識と経験を持つ学外者から、学長が選考及び委嘱する。

2 学長は、参与を置いた場合は、教育研究評議会に報告する。

(委嘱期間)

第4条 参与の委嘱期間は1年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中に参与となった者の委嘱期間は、当該年度の3月31日までとする。

(謝金)

第5条 参与が、本学の会議等に出席する場合は、国立大学法人鳴門教育大学謝金取扱要項に従い謝金を支給することができる。

(事務)

第6条 参与に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成30年6月6日から施行する。